

市第63号議案関連資料

横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定

1 制定の経緯

消防長及び消防署長の資格は、これまで消防組織法第 15 条の規定に基づき政令で定められていましたが、本年 6 月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。74 法律が一括改正されました。）」で、消防組織法第 15 条が改正され、政令で定める消防長等の資格に関する基準を参酌して市町村が条例で定めることとされました。

2 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要

〈消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準〉

名称	職名等	職又は階級	期間
消防長の資格	①消防職員	消防署長等	1年以上
	②消防団員	消防団長	2年以上
	③行政事務従事者	市町村長の直近下位の内部組織の長等	2年以上
消防署長の資格	①消防吏員	消防司令以上	1年以上
	②消防吏員	消防司令補以上	3年以上
	③消防団員	消防団の副団長等以上で教育訓練を消防大学校で受けたもの	3年以上

* 公布日 平成25年9月6日、施行日 平成26年4月1日

* 市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）は廃止

3 条例で制定する事項

〈横浜市消防長及び消防署長の資格〉

名称	職名等	職又は階級等	期間	備考
消防長の資格	①消防職員	消防署長、部長等	1年以上	・職又は階級等については、横浜市の実態に合わせて規定 ・期間は政令のとおり
	②行政事務従事者	統括本部及び局の長等	2年以上	
消防署長の資格	①消防吏員	消防監以上	1年以上	消防署長（消防正監）に次ぐ階級に1年以上

4 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

裏面有り

表1 消防組織法の新旧対照表

改正前	改正後
(消防職員の任命) 第15条 (略) 2 消防長及び消防署長は、 <u>政令</u> で定める資格を有する者でなければならない。 (新設)	(消防職員の任命) 第15条 (略) 2 消防長及び消防署長は、 <u>これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例</u> で定める資格を有する者でなければならない。 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、 <u>同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。</u>

施行期日 平成26年4月1日

表2 政令及び条例における消防長及び消防署長の資格の対照表

【消防長の資格】

旧政令 (市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令(昭和34年政令第201号))					新政令 (市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令(平成25年政令第263号))	横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例案
	職	号	職	期間		
消防本部	消防事務従事者	1	消防署長等	1年以上	用件に変更なし 政令第1条第1号 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。	新政令を参酌し、同等の内容を規定
		2	第1号の補佐職のうち条例で定める職	条例で定める期間	削除	
消防団	消防事務従事者	3	消防団長	2年以上	政令第1条第2号 用件に変更なし	→ 条例に規定しない
		4	消防団の副団長等	4年以上	削除	
県等	消防事務従事者	5	消防事務担当課長	2年以上	削除	
		6	消防事務担当課長を補佐する職	4年以上	削除	
消防庁	消防事務従事者	7	課長	2年以上	削除	
		8	課長を補佐する職	4年以上	削除	
市町村	行政事務従事者	9	部(課)長	2年以上	用件に変更なし 政令第1条第3号 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。	新政令を参酌し、同等の内容を規定
		10	第9号の補佐職のうち条例で定める職	条例で定める期間	削除	
国等	行政事務従事者	11	行政事務担当課長又は課長を補佐する職	6年以上	削除	

【消防署長の資格】

旧政令					新政令	横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例案
	職	号	職	期間		
消防本部	消防事務従事者	1	消防司令	1年以上	用件に変更なし 政令第2条第1号 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上であったものであること。	新政令を参酌し、消防署長の階級である消防正監に次ぐ階級の消防監の階級に1年以上と規定
		2	消防司令補	3年以上	政令第2条第2号 用件に変更なし	→ 条例に規定しない
消防団	消防事務従事者	3	消防団の副団長等	3年以上かつ教育訓練の受講	政令第2条第3号(消防団の常備部の長に関する部分を削除し消防団の副団長等のみ規定)	→ 条例に規定しない
県等	消防事務従事者	4	①消防事務担当課長補佐かつ②市町村での消防吏員	①3年以上かつ②1年以上	削除	
消防庁	消防事務従事者	5	①課長補佐かつ②市町村での消防吏員	①3年以上かつ②1年以上	削除	